

第5章 実現化方策

～ 将来都市像を実現するための進め方 ～

1. 独自性や地域性に配慮したまちづくりの実践

本市では、平成 21（2009）年に策定した都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを推進してきましたが、策定から約 10 年が経過し、その間、本市を取り巻く社会情勢や本市の状況は大きく変化してきました。

また、平成 26（2014）年の都市再生特別措置法の一部改正による、コンパクトなまちづくりを推進するための立地適正化計画制度の創設や、第 2 次佐野市総合計画基本構想、第 2 次国土利用計画佐野市計画、佐野市コンパクトシティ構想といった上位計画の策定がなされました。

これらを踏まえて、上位計画との連携や制度の活用を図りながら、社会情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを推進していきます。

柔軟かつ独自性のあるまちづくりの推進

これからのまちづくりは、都市や地域固有の条件を活かし、先ずはできることから着実に取り組んでいくことが必要です。

また、本市の独自性や特性を考慮し、行政だけでなく市民や民間事業者などと協力しながらまちづくりを推進していきます。

既存制度や新しい制度の活用

都市計画には様々な制度があり、本マスタープランを実現するために、それらを積極的かつ的確な運用を図っていくことが必要です。

既存の制度だけでなく、立地適正化計画などに係る新たな制度などを積極的に活用し、市民と行政との連携や、将来都市構造の実現に向けた都市機能、居住の誘導などについて検討していきます。

2. まちづくりにおける協働体制の確立

人口減少、少子高齢化の進行をはじめとして、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、まちづくりの課題も多様化しています。これらの課題解決のためには、行政が主体的に取り組んでいくことが必要ですが、行政だけではその実現は困難であり、適切な役割分担のもと、市民と行政とが一体となって取り組んでいくことが極めて重要です。

多様化する課題の解決に向けて、市民一人ひとりがまちづくりに対する関心を高め、積極的にまちづくりに参加できるようなシステムを構築します。また、市民、事業者、各種まちづくり団体、行政などによるネットワークを強化し、円滑なまちづくりを実践していきます。

■ 協働体制の確立

- ・ まちづくりの諸活動やボランティア活動への参加
- ・ 土地利用の方針に基づいた開発
 - ・ 建築の配慮
- ・ 周辺環境整備などへの配慮

市 民

- ・ 各種まちづくり団体の組織化
- ・ 専門性を活かした取り組み
- ・ 他団体とのネットワークの形成

まちづくり団体など

協働体制

事 業 者

- ・ 専門性を活かした取り組み
- ・ 地域まちづくりへの参加
- ・ 土地利用の方針に基づいた開発
 - ・ 建築の配慮
- ・ 周辺環境整備などへの配慮

行 政

- ・ 行政内における横断的なまちづくり体制の強化
- ・ まちづくり情報の提供
- ・ 市民やまちづくり団体などへの支援
- ・ PPP※、PFI※などによる民間活力の導入

※ P P P : パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。官民が連携・協力して公共サービスを提供する取組。

※ P F I : プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。

3. 柔軟かつ効率的な都市計画行政の推進

本マスタープランは、今後の都市計画の基本方針を示したものです。

その内容は広範囲にわたっており、計画の実現を目指すためには人口減少や厳しい経済情勢が予想される中で、事業効果や効率性を重視した計画的な施策を推進することが求められます。そのため、部局を超えた推進体制の確立を図るなど、柔軟かつ効率的な都市計画行政の取組が必要となります。

(1) 推進体制の確立

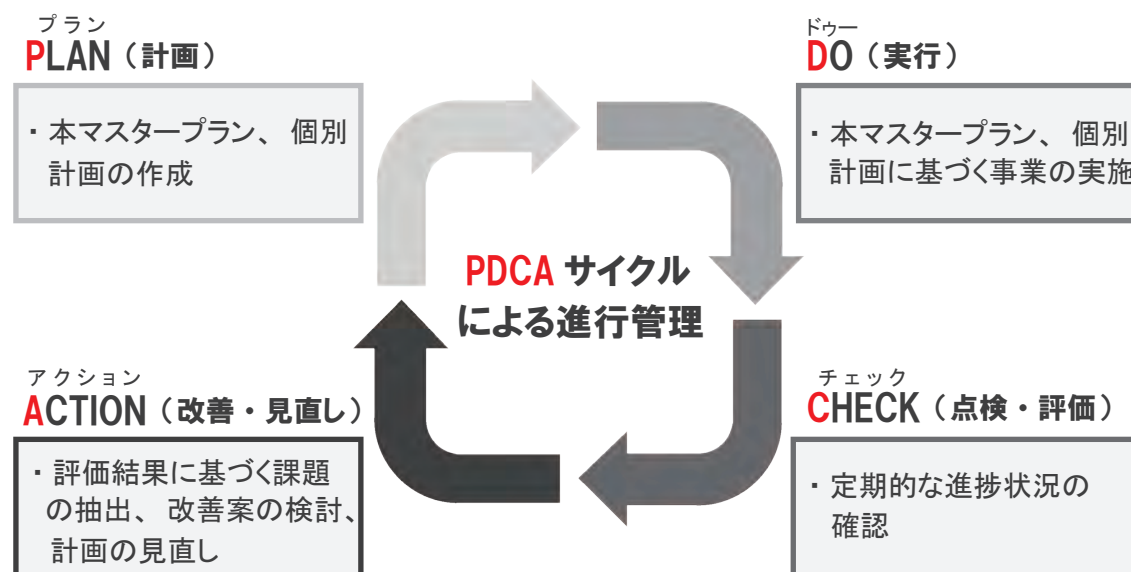
より良い都市を目指すために、今後は都市計画が環境や福祉、教育、産業など様々な分野と相互に連携し、市民の要求に応えながら多種多様な施策や事業を進めていくことが必要です。本マスタープランにおいても、適切な運用を図るための行政体制の確立を目指します。

(2) 計画の進行管理

本マスタープランに位置づけた取組を計画的に推進していくため、PDCA サイクルにより計画の進行管理を行います。

また、本計画は長期的な計画となっていますが、この間に社会情勢や市民ニーズが大きく変化することも考えられます。そのため、これらの状況を的確に把握しながら、概ね10年を目処に、必要に応じて本マスタープランの見直しを検討します。

■ 計画の進行管理



（３）都市経営の視点からのまちづくりの推進

限られた予算の範囲で最大限の効果を得ることが必要となっており、財政面と整合した計画的な施策を推進することが必要です。これに向けて、都市計画以外の様々な分野とも連携しながら、都市の既存ストックの有効活用や、公民連携などにより、都市経営の視点から持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

そのため、市有施設適正配置の取組や、空き家・空き地対策、公共空間の利活用、市民が中心となったエリアマネジメントなど、様々な取組と連携し、一体的に推進していきます。

（４）民間活力の導入

行財政の厳しさが増す中で、公共施設等の整備や維持管理にあたっては、行政だけでなく民間の資金やノウハウを有効に活用し、財政負担の軽減や質の高いサービスの提供を図ることが求められています。このことから、PPP、PFI 方式などによる民間活力の導入を進めます。

（５）周辺市町などとの連携と調整

足利佐野都市計画区域内はもちろん、県や周辺市町とも連携と調整を図ります。

（６）重点項目の設定

地域実情や課題を踏まえ、本市のまちづくりをリードする重点項目を設定し、各種施策や事業を推進していきます。

■各分野の重点項目

土地利用に関する重点項目

① 都市のコンパクト化

- ・佐野駅・佐野市駅周辺、田沼駅・田沼行政センター周辺、葛生駅・葛生行政センター周辺、佐野新都市、それぞれの役割分担の明確化と連携の強化、都市機能の充実や居住の誘導
- ・既存ストックや空き家、空き地などの低・未利用地の活用

② 国道沿線や IC 周辺等における開発促進と適切な土地利用の推進

- ・既存の工業団地の機能強化、有効活用
- ・土地利用転換検討エリアにおける産業振興に資する土地利用転換の検討
- ・(仮称) 出流原 PA スマート IC 周辺における計画的な産業用地の確保と早期事業化
- ・(仮称) 出流原 PA スマート IC 周辺などにおいて、良好な居住環境を維持するために、都市計画区域の指定を含めた適切な土地利用の方策の検討

③ 長期未着手の市街地開発事業の見直し

- ・高度利用地区内における市街地再開発事業及び吉水駅前における土地区画整理事業の見直しの検討

交通に関する重点項目

① 道路ネットワークの強化

- ・拠点間を連絡する幹線道路などの整備推進
- ・長期未着手である都市計画道路の実情に応じた見直しの検討

② 交通結節点の強化

- ・交通結節点での乗継利便性向上による公共交通網全体の利用促進

③ 公共交通の機能強化

- ・市民や来訪者にとって利用しやすい公共交通のネットワーク化と、サービスの向上などによる利用の促進
- ・公共交通空白地域も含めた、それぞれの地域に適した方策の導入による公共交通の確保・維持

④ 歩行者・自転車ネットワークの形成

- ・安全で快適に通行できる歩行者・自転車空間の形成

都市環境に関する重点項目**① 景観・自然環境の適切な保全・管理**

- ・ 緑豊かな市街地を形成する公園緑地の適切な配置
- ・ 豊かな自然環境と魅力ある景観の適切な保全・管理

② 下水道・河川等の整備

- ・ 安全・安心なまちづくりと良好な住環境を維持するための、下水道・河川等の計画的な整備の推進

③ 防災・減災のまちづくり

- ・ 大規模災害に備えたハード・ソフト対策の推進

都市マネジメントに関する重点項目**① 様々な分野の連携強化**

- ・ 医療・福祉や商業、教育分野などと連携した戦略的な施策展開

② 公共施設マネジメント

- ・ 市有施設の保有量や配置の適正化

③ 社会資本ストックの有効活用と長寿命化

- ・ 民間活力も導入しながら、既存の社会資本ストックの有効活用の検討